◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

未公開 裁決事例紹介

取引相場のない株式の譲受価額を巡る裁決

審判所、「著しく低い価額」に該当

○請求人が他の株主から譲渡を受けた取引相場のない株式の価額が相続税法７条に規定する「著しく低い価額の対価」といえるか否かが争われた裁決（関裁（諸）令５第４７号）。国税不服審判所は、本件株式は配当還元方式によっては株式の客観的交換価値を適切に算定することができない特別の事情があるとは認められず、配当還元方式によって算定した株式の評価額は、株式の客観的交換価値（時価）を超えるものではないと推認されることから、株式の譲受日における時価とするのが相当であるとした。その上で、本件譲受価額は、評価額の僅か４％程度に過ぎず、譲受価額と評価額の開差は社会通念上著しいものと認められ、譲受価額には経済合理性のないことが明らかであるから、「著しく低い価額の対価」に該当すると認められるとの判断を示した。

主　文

審査請求をいずれも棄却する。

基礎事実等

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、他の株主から取引相場のない株式の譲渡を受けたところ、原処分庁が、当該譲受けは相続税法第７条にいう「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当し、当該譲渡の対価と財産評価基本通達により計算した評価額との差額に相当する金額を贈与により取得したものとみなして、贈与税の決定処分等を行ったのに対し、請求人が、譲受価額は適正な時価であり、当該譲受けは「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等（略）

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ　請求人は、昭和54年に××××××に入社し、経理、総務及び店舗運営の各業務を担当し、平成28年９月に定年退職した。

その後、同年10月に××××の有価証券報告書に大株主（以下、単に「大株主」という。）として記載されている××××××に入社し、令和５年10月現在、業務担当室長である。

ロ　×××××××××××××（以下「本件法人」という。）は、××××××に不動産の賃貸等、投資及び有価証券の売買などを目的として設立され、設立当時の商号は××××××××××××であったが、××××××

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ